

著作権に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人東洋文庫(以下、「文庫」という)が編纂又は発行する出版物等への掲載を目的として文庫に提出される著作物に関する東洋文庫研究員並びにその他の投稿者及び寄稿者(以下、あわせて「研究員等」という。)の著作権の取扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ①文庫発行の出版物
 - ②文庫発行の出版物に投稿又は寄稿される論文、資料紹介、図録解説等
 - ③文庫に投稿又は寄稿される研究報告
 - ④文庫が主催若しくは共催するシンポジウム等の予稿又はプロシーディングス原稿
 - ⑤文庫のウェブサイト又はリポジトリに掲載される論文、資料紹介、図録解説等
 - ⑥その他前記①から⑤に類するものであって文庫が指定するもの
- (2) 本著作者 研究員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (3) 本著作権(財産権) 本著作物の著作権(財産権)をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本著作権(財産権)は、すべて文庫に帰属する。

2. 本著作権(財産権)は、本著作者が文庫に対して本著作物を投稿又は寄稿し、さらに所定の譲渡書を提出した時点をもって文庫に譲渡されたものとする。譲渡書は本著作物の投稿又は寄稿後すみやかに提出するものとし、遅くとも印刷業者等への入稿までに提出することとする。譲渡書が提出されない場合は刊行を行わない。譲渡書の書式は別途定める。なお、譲渡書は電子ファイルでの提出も有効とする。
3. 特別な理由により前二項に定める取扱いが不可能である場合、本著作者は投稿又は寄稿を行う際にその旨を文庫に対して書面で申し出るものとし、その場合の取扱いについては、文庫及び本著作者の協議によって定める。なお、二次出版論文の著作権の取扱いは、個別の契約等で定める。
4. 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容

する範囲において、文庫に対し、本著作権（財産権）について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾（有償無償を問わず、文庫がサブライセンス*を行う権利を含む。）するものとする。ただし、二次的利用をする場合には、文庫は出典を明記することとする。

*書籍などの著作物において、著作権者とのライセンス契約に基づき二次利用を許諾された者が、さらに別の者に利用を許諾することをいう。サブライセンスは、知的財産権の利用を拡大し、研究成果を普及するための重要な手段となる。

5. 投稿又は寄稿され、所定の譲渡書の提出された本著作物が文庫の出版物に掲載されないことが決定された場合（第2条第1号④に定める著作物については、シンポジウム等が開催されなくなった場合をいう。）、文庫は、本著作権（財産権）を本著作権者に対して返還する。

（著作者人格権の不行使）

第4条 著作者は、以下の各号に該当する場合、文庫が許諾する者に対して著作者人格権を行使しない。

- (1) 出版物の配布および保存の方法の変更等に伴う改変
- (2) 概要または一部分のみを抽出して利用すること等に伴う改変

なお、文庫は、本項各号の改変について、本著作権者の名誉を損なうことのないよう十分に留意するものとする。

2. 前項の規則は、文庫及び文庫が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

（著作者による著作物の使用）

第5条 本著作権者は、当該本著作権者が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、文庫に申請し、その許諾を得るものとする。申請方法及び許諾方法については別途定める。

2. 文庫は、当該本著作物の利用が、文庫の目的又は事業の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作権者からの申請を許諾する。文庫の目的又は事業については、定款第3条（目的）及び同第5条（事業）の定めるところによる（<https://toyo-bunko.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/00-2013-Teikan.pdf>）。

3. 第1項の規則にかかわらず、本著作権者は、次の各号に定める場合には、文庫の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、本著作権者が同項に基づき本著作物を利用する際には、本著作権者は、文庫に事前に申し出を行い、出典及び文庫の著作物であることを明記することとする。

- (1) 著作者が自己の論文集を編纂する場合
- (2) 著作者が自己の論文の一部や抜粋を自己の著作物に利用する場合
- (3) 著作者が自己の論文を他言語に翻訳して、一次出版と同一の内容を二次出版として利用する場合。二次出版にあたり、一次出版の掲載雑誌名、巻、ページ、発行年、表題、およびその論文の二次出版であることを明記すること

4. 第 1 項の規則にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、文庫の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、本著作者が同項に基づき本著作物を利用する際には、出典及び文庫の著作物であることを明記することとする。

- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合(機関リポジトリへの保存及び公開を含む。)
- (2) 著作権法第 30 条から第 50 条(著作権の制限)において許容された利用
- (3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
- (4) 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料
- (5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合

(著作者による保証等)

第6条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、及び②本著作物が共同著作物である場合には、文庫への投稿又は寄稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証することとする。

なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記することとする。

(二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、文庫以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作権(財産権)の譲渡及びその利用許諾(出版権の設定を含む。)をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び文庫は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第9条 本規則に定めなき事項及び本規則の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び文庫は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(規則の変更)

第 10 条 この規則の変更は、常務会において行う。

(2025 年 6 月 16 日施行)